平成２４年（フ）第４３号
兵庫県たつの市龍野町片山273番地３
債務者　大釜　幸弥
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第５１号
高知県高岡郡四万十町北琴平町14番18―４号
債務者　佐竹　章仁
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第１号
盛岡市青山３丁目35番22―101号
債務者　松島　　忍
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２７０号
富山市婦中町地角373番地２
債務者　土井　宗廣
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７６号
兵庫県淡路市中田204番地１　コンフォール静408号
債務者　宗和　浩明
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第７３１号
熊本市西区蓮台寺四丁目10番３号　栗山アパート201
債務者　河田　正昭
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４３９号
愛知県清須市西枇杷島町泉40番地　サンコート西枇杷島２棟201号
債務者　大岡　幸美
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５９号
青森県八戸市新湊２丁目13番２号　ニューポート206号、前住所青森県八戸市小中野３丁目１番６号　ＮＯ１コーポ玉井８号
債務者　神田美津子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
青森県八戸市大字廿六日町31番地
債務者　南山　武夫
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
青森県八戸市白銀台２丁目２番地１　県営住宅Ｉ―３
債務者　林下　大地
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
山口県周南市梅園町３丁目５番地　和泉荘103号
債務者　吉原　静代
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第７３０号
埼玉県越谷市蒲生１丁目４番18号　レゾン大久保205
債務者　泉　真由美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７３８号
埼玉県草加市氷川町2101番地２　バウハウス705号
債務者　清野　昭人
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７４２号
埼玉県春日部市備後東４丁目12番23号　ハイツ山中201
債務者　中谷とし子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３号
埼玉県所沢市大字北秋津275番地の10
債務者　矢内　紀子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４４１号
埼玉県熊谷市新堀1145番地１　日神パレステージカゴハラ103号
債務者　新井　正治
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４４２号
埼玉県熊谷市新堀1145番地１　日神パレステージカゴハラ103号
債務者　アライ　グロリア　ヘルナエス（通称新井グロリア）
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部